

政治活動用事務所を表示する立札・看板の類の設置場の注意事項

文書図画の掲示

法第 143 条第 16 項・17 項

施行令第 110 条の 5 第 5 項

(1) 立札・看板の類の総数の制限

選挙の種類によって、立札・看板の類の総数は異なります。

候補者等又は後援団体の立札・看板の類の総数（沖縄県の場合）

選挙の種類	候補者用 (本人用)	後援団体用
衆議院議員（小選挙区）	10	15
参議院議員（選挙区）	12	18
都道府県知事	12	18
都道府県議会議員	6	6
市長・市議会議員	6	6
町村長・長村議会議員	4	4

※ 同一の候補者等に係る後援団体が 2 以上あるときは、そのすべての団体を通じて上記の総数内に限られます。

(2) 事務所ごとの立札・看板の類の数の制限

① 1 つの事務所に掲示できる立札・看板の類は、候補者等（本人用）、後援団体用それぞれ 2 枚以内です。

② 看板等の両面を使用する場合は、1 つの看板等で 2 枚に数えます。

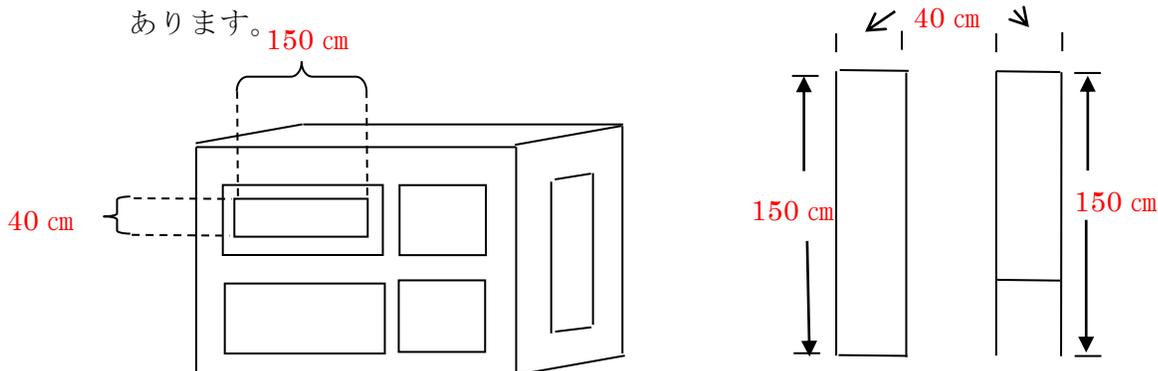
(3) 立札・看板の類の規格

① 大きさ **150 cm × 40 cm**

ア、足を付ける場合は、その足の部分も規格に含みます。

イ、縦長、横長いずれでも構いません。

ウ、ビルの窓などに直接取り付ける場合は、150 cm × 40 cm 以内の枠を設ける必要があります。



②あんどん形式のものや広告塔のようなものは、立札・看板の類とは認められず、設置できません。

(4) 立札・看板には、証票の貼付が必要です。

①事務所の立札・看板の類には、当該選挙を管理する選挙管理委員会の交付する証票を貼付しなければなりません。そのため、看板等を設置する場合は、事前に当選挙管理委員会に証票の申請を行ってください。

(選挙期間に入ると新たに看板を掲示することはできませんので注意して下さい。)

②証票の有効期間

現在、名護市選挙管理委員会が交付している証票は4年間の有効期間となっています。引き続き立札・看板を掲示する場合は、期限の切れる前に当選挙管理委員会に申請書を提出し、新しい証票の交付を受けて下さい。

(5) 違法な設置

規格内の立札・看板で交付を受けた証票を貼付したものであっても、次のようなものは違法になります。

①事務所の実態のない場所（例えば、農地や空き地等）に掲示してあるもの。

②有効期限が切れている証票を貼付したもの。